

地域づくり県土警察常任委員会資料

(令和3年9月15日)

# 陳情3年危機管理第16号

(インターネット公開版)

鳥 取 県 議 会

## 文 書 表

議 会 資 料

## 陳情（新規）・地域づくり県土警察常任委員会

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名	議決結果
3年-16 (R3.09.01)	危機管理	原発稼働の要件の中に、原子力災害時の避難計画を国が審査・検証する仕組みを作ることを求める 意見書の提出について	

## ▶陳情事項

鳥取県議会から国に対して、電力会社が原子力発電所を稼働するための要件の中に、原子力災害時の避難計画の実効性を国が審査・検証する仕組みを作るよう求める意見書を提出すること。

## ▶陳情理由

中国電力島根原子力発電所2号機の審査は、6月23日の原子力規制委員会において実質的に終了した。しかし、避難計画において、国（原子力規制委員会・内閣府）による実効性の審査・検証は行われてなく、原発稼働の要件にもなっていない。

現在、避難計画は、災害対策基本法及び原子力災害特別措置法をはじめとする関係法令に基づき、原発から30km圏内の自治体が地域防災計画・避難計画の策定を義務付けられている。しかし、ひとたび原発事故が起きると、地域住民の生命・身体及び財産に甚大な影響が生じることは、福島第一原発事故の教訓から明らかである。その意味で避難計画は原発稼働の要件として最も重要な部分と考えられる。

以上の理由より、原子力災害から地域住民の生命・身体及び財産を確実に保護するため、過酷事故の対応について、国が責任を持って審査・検証する仕組みが必要と考える。

## ▶提出者

原子力防災を考える県民の会 代表 山中 幸子

## 現状と県の取組状況

執行部提出参考資料

危機管理局（原子力安全対策課）

### 【現 状】

- 1 我が国においては、法律上、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づき定められた新規規制基準の適合審査によって原子力発電所の運転の可否が判断されるもので、避難計画の実効性の審査・検証は原発の再稼働要件になっていないが、実効性ある避難計画等の作成が必要とされている。
- 2 原子力防災対策については、「災害対策基本法」及び「原子力災害対策特別措置法」により、関係自治体は、原子力規制委員会が定める「原子力災害対策指針」に基づき、地域防災計画・避難計画等を策定することが義務付けられている。
- 3 また、原子力災害は国と自治体が緊密に連携して対応することが必要なことから、内閣府は、関係自治体が作成する地域防災計画・避難計画等の具体化・充実化を支援するため、「地域原子力防災協議会」を設置し、この協議会において、関係自治体の地域防災計画・避難計画や国の対応等を取りまとめた「緊急時対応」が原子力災害対策指針等に照らし、具体的かつ合理的なものであると確認した後、国の原子力防災会議（原子力基本法に基づき内閣に設置され、議長は内閣総理大臣、全閣僚等が参加）で「緊急時対応」が了承される。
- 4 その後、国と地域が一体となり訓練を実施し、継続的に原子力防災体制の充実・強化が図られる。

### 【県の取組状況】

- 1 「島根地域の緊急時対応」については、9月7日に開催された原子力防災会議で了承された。
- 2 原子力防災会議での了承により、国においても本県の避難計画が一定の実効性があると認められたものと考えている。
- 3 本県では、県民の生命・身体・財産を守るため、島根原発の再稼働の有無に関わらず、事故を想定した防災体制を整備して、毎年の原子力防災訓練等に対応能力の向上を図るとともに、その結果を検証し、検証結果及び最新の知見に基づき、地域防災計画・避難計画を修正して、継続的に避難計画の実効性向上に努めている。

地域づくり県土警察常任委員会資料

(令和3年9月15日)

# 陳情3年危機管理第18号

(インターネット公開版)

鳥 取 県 議 会

文 書 表

**陳情（新規）・地域づくり県土警察常任委員会**

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名	議決結果
3年-18 ( R3.09.06 )	危 機 管 理	<b>島根原発2号機再稼働の是非について意見を述べる前に、中国電力に対して立地自治体並みの安全協定の実現を強く求めることについて</b>	/

**▶陳情事項**

鳥取県議会から中国電力株式会社に対し、鳥取県が島根原子力発電所2号機再稼働の是非についての意見を述べる前に、鳥取県との間に立地自治体並みの安全協定を締結するよう、強く求めること。

**▶陳情理由**

島根原発から30km圏内の鳥取県では、原子力災害対策指針にしたがって避難計画を作成することが、法的に義務付けられている。それは、東京電力福島第一原発事故により、40km離れた飯館村までが避難指示区域になった教訓により定められた。原発稼働に関しては、立地自治体同様、周辺自治体もまた最悪の事態に備えてリスクに向き合い、住民の生命・身体及び財産を保護しなければならないという重大な責務を担っている。そのため、鳥取県では、米子市、境港市とともに中国電力に対して立地自治体並みの安全協定を求め続けており、私たちもその姿勢を支持してきた。

ところが、島根原発2号機の国の審査が最終盤を迎える中、中国電力は、本年8月11日に島根県の周辺自治体3市に対して「事前了解は立地自治体固有の規定で、周辺自治体に拡大することは本来あるべき姿とは異なる」と回答し、周辺自治体の「事前了解」の権限を認めないとの判断を示した上に、鳥取県の周辺自治体に対しては、回答さえしなかった。この対応の違いに対して、鳥取県側は強く批判し、すぐに8回目の申入れを行った。

周辺自治体の事前了解権を認めないばかりか、島根県と鳥取県で対応を変えることで両者の関係を分断するような中国電力の対応は、私たち鳥取県の住民にとって、二重に許しがたいものである。

8月11日の安全協定に関する中国電力の対応に強く抗議し、鳥取県が島根原発2号機再稼働の是非についての意見を述べる前に、鳥取県議会として中国電力に対して安全協定の改定実現を求めていただきたい。

**▶提出者**

えねみら・とっとり（エネルギーの未来を考える会） 共同代表 山中 幸子

## 現 状 と 県 の 取 組 状 況

執行部提出参考資料

危機管理局（原子力安全対策課）

**【現 状】**

- 1 本県の安全協定については、島根県の安全協定とは文言上の差異はあるが、実質的には立地自治体と同等であり、このことは中国電力にも文書で確認している。しかしながら、周辺も立地も事故が起これば被害は同じであり、協定の文言の差異について県民や県議会に疑問の声が挙がっていることから、これまで中国電力と立地と同等の協定に改定することについて交渉を続け、8回にわたる文書による申入れを行っている。
- 2 安全協定の改定については、現在、中国電力側にボールがあり、中国電力から納得できる回答が得られなければ、島根原発2号機の再稼働同意の判断に影響を与えることを中国電力には伝えている。
- 3 これまでの安全協定の運用においては、立地自治体との違いはなく、鳥取県にとって安全上の問題が生じていない。

**【県の取組状況】**

- 1 県は8月11日、中国電力の島根県周辺3市から申入れのあった安全協定改定の3市に対する回答に際し、回答内容の報告を受けるとともに、中国電力に対して、本県に回答がなかったことに対する抗議と立地自治体と同等の安全協定への早期改定について、米子市、境港市との連名による8回目の文書申入れを行った。
- 2 中国電力からは申入れに対し、本県との安全協定は島根県3市と異なり広域自治体（県）が協定に加わっているため、検討に時間を要していること、また、改定については鋭意具体的な検討を進めており、対応がまとまり次第、速やかに回答するとの回答を得たところである。
- 3 県では引き続き、中国電力に対して立地自治体と同等の協定改定を米子市、境港市とともに粘り強く求めていくとともに、国に対しても立地自治体と同等の安全協定へ改定するよう中国電力へ指導するよう重ねて要望していく。